

○東温市地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱

(令和2年2月25日告示第14号)

改正 令和2年5月11日告示第71号 令和3年3月18日告示第30号

令和5年3月29日告示第37号

(趣旨)

第1条 この告示は、東温市地域おこし協力隊設置要綱（平成28年東温市告示第101号。以下「設置要綱」という。）に基づき設置する東温市地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）が行う活動に要する経費に対して補助金を交付することについて、東温市補助金等交付規則（平成22年東温市規則第23号）及び東温市各種補助金等交付・適用基準（平成22年東温市告示第94号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる隊員は、設置要綱第2条第2号に規定する委託型地域おこし協力隊員（以下「委託型隊員」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、設置要綱第5条第2項に基づく業務委託契約において定める活動とする。

(補助対象経費及び交付限度額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び交付限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 委託型隊員は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、補助対象活動の着手前に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、必要な条件を付して予算の範囲内で補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により委託型隊員に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請等)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた委託型隊員（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、内容等の変更が生じたときは、補助事業変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 補助事業の総事業費の減額
- (2) 補助事業の事業費の内訳の変更（減額の場合のみ）

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業の実績について、補助事業の完了の日から起算して30日以内（前条第2項の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から30日以内）に、補助事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容の審査を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条第2項の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による精算払請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第 11 条 市長は、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払することができるものとする。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 8 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。（交付決定の取消し等）

第 12 条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業を中止したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を使用しなかったとき、又はこの要綱に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金額取消通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により交付決定を取り消したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

4 市長は、前項の規定により補助金を返還させるとときは、補助金返還請求書（様式第 10 号）により請求するものとする。

（その他）

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 11 日告示第 71 号）

この告示は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日告示第 30 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日告示第 37 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	交付限度額	備考
1 協力隊員の住宅及び駐車場に係る費用	借上料 月額 50,000円 火災保険料 借上料、敷金・礼金、火災保険料 年額 10,000円 敷金等 年額 100,000円	補助の対象となる経費は、原則として地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号）に基づく市の取組に対する財政措置がなされる範囲内とする。この場合において、年度内の委嘱期間が1年に満たない場合は、限度額を12で除した額に隊員期間の月数を乗じて得た額を限度とする。 ただし、左記経費を市が支出する場合は、相当額を交付限度額から控除するものとする。
2 協力隊員の住宅の入居に係る費用	手数料 年額 55,000円 修繕料 1回 30,000円 手数料、修繕料	
3 協力隊活動に必要な自動車の燃料費	年額 96,000円	
4 活動に要する需用費	消耗品費、印刷 製本費、作業道具等の燃料費 年額 100,000円	
5 隊員の研修受講に要	負担金 年額 50,000円	

する経費		00 円	
6 出張に必要な旅費	東温市職員の旅費に関する条例(平成16年9月21日条例第47号)の規定により算出した額とする。	年額 100,000 円	
7 情報発信に係る経費	郵送料、通信費	年額 60,000 円	
8 活動に要する使用料	パソコンソフト使用料、高速道路利用料、駐車場使用料	年額 120,000 円	
9 協力隊活動期間中ににおける傷害保険及び賠償保険に関する保険代		年額 40,000 円	
10 隊員が主体的に企画・実施する地域おこしに資する取組に要する経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、原材料費	年額 500,000 円	
11 その他市長が必要と認める経費			

様式第1号(第4条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

補助事業変更承認申請書

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

補助事業中止(廃止)承認申請書

[別紙参照]

様式第5号(第7条関係)

補助事業実績報告書

[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

補助金額確定通知書

[別紙参照]

様式第7号(第9条関係)

補助金精算払請求書

[別紙参照]

様式第8号(第11条関係)

補助金概算払請求書

[別紙参照]

様式第9号(第12条関係)

補助金額取消通知書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 12 条関係)

補助金返還請求書

[別紙参照]